

習志野市企業局新局舎建設工事

V E 提案実施要領

令和 8 年 10 月

習志野市企業局

— 目 次 —

第 1. 本書の位置づけ	1
第 2. VE 提案の目的	1
1. 工事費及び維持管理費等の縮減	1
2. 品質・性能の向上	1
3. 工期の合理化	1
第 3. VE 提案の範囲等	2
1. VE 提案の範囲	2
2. VE 提案書の記載内容	2
第 4. VE 提案の申込手続き等	2
1. 個別対話の申請	2
2. VE 提案書類の提出	3
3. 個別対話の実施日	4
第 5. VE 提案の審査	4
1. 採否の審査	4
2. 審査結果の通知	4
3. 技術提案書及び入札価格の提出	4
4. 提案評価	5
第 6. 留意事項	5
1. 実施設計への反映	5
2. VE 提案が実施できない場合	5
3. VE 提案の公開等に関する取扱い	5
4. 費用負担について	6
5. 責任の所在について（請負契約締結後）	6
第 7. 申込窓口	6
第 8. VE 提案に関するスケジュール	6

第 1. 本書の位置づけ

V E 提案実施要領は、習志野市企業局（以下「**企業局**」という。）が、企業局舎の更新を行う「**習志野市企業局新局舎建設工事**」（以下「**本事業**」という。）の設計業務及び建設業務、その他業務を行う事業者を選定するに当たり、技術提案書の提出に先立ち行う個別対話に関し、目的や、V E 提案範囲、採否等の事項を定めたものである。

第 2. V E 提案の目的

企業局は、入札参加資格がある旨の通知を受けた入札参加者（以下「**参加者**」という。）を対象に、「**添付資料①：習志野市企業局局舎更新基本設計図（入札公告用）**」（以下「**基本設計図書**」という。）で示された内容を変更する提案（以下「**V E 提案**」という。）について、その適否の判定を企業局が行うことを目的に、希望する参加者と個別対話を実施するものとする。

V E 提案は、基本設計図書を踏まえて、要求水準書を遵守した上で、下記の「**3 つの目的**」のいずれかに合致することを条件として提案ができるものとする。

なお、企業局が「**適用**」と認めた V E 提案については、基本設計を変更した実施設計業務を行う事ができるものとする。

なお、V E 提案は、基本設計図書の意図をよく理解した上で、実施すること。

1. 工事費及び維持管理費等の縮減

企業局の財政負担や、中東情勢の変化等による原材料価格・エネルギーコストの上昇による資材高騰や人手不足等を鑑み、建設業務に関する工事費、新局舎の供用開始後の維持管理費及び設備更新費が縮減されること。

2. 品質・性能の向上

基本設計図書及び要求水準書に準じる、更なる品質・性能の確保が図られること。

3. 工期の合理化

本事業の完成及び新局舎の供用開始を予定通りに実現するための全体工程管理又は、施工計画の最適化が図られること。

第3. VE提案の範囲等

1. VE提案の範囲

VE提案は、以下に示す範囲内での提案を求めるものである。

- ① 基本設計図書に示す範囲とすること。
- ② 要求水準書に記載されている品質・性能以上を必ず確保すること。ただし、要求水準書の記載内容を変更する提案は不可とする。
- ③ 大臣認定を取得した「免震構造」とすること。
- ④ 前頁の「VE提案の目的」に記載する「3つの目的」のいずれかに合致すること。

2. VE提案書の記載内容

VE提案（詳細）（様式3-4）は、VE提案の1項目につき1枚として、記載内容には下記に示す「VE提案の根拠等」を示すものとし、明確な根拠等が記載されていないVE提案項目は採用しないものとする。

なお、1事業者が提案できるVE提案項目は、「50項目」を限度とする。

VE提案の目的	VE提案の根拠等
1. 工事費及び維持管理費等の縮減	縮減率及び縮減金額を記載すること
2. 品質・性能の向上	品質又は性能の向上率等を示すこと。
3. 工期の合理化	最適化の根拠や短縮される工期等を示すこと。

第4. VE提案の申込手続き等

VE提案に参加する場合は、「VE個別対話希望申請書」及び、「VE提案書」の提出が必要となる。申込手続き等については、下記のとおりとする。

1. 個別対話の申請

VE提案に基づく個別対話を希望する参加者は、「VE個別対話希望申請書（様式3-1）」を「第7. 申込窓口」まで電子メールにより提出すること。（持参、ファクシミリによる提出は受け付けない。）

なお、電子メールの件名は、「【事業者名】新局舎建設工事__VE個別対話の申請」とし、提出後は、必ず電話により到達確認を行うこと。

また、後日、原本を「VE提案書類」と一緒に「第7. 申込窓口」まで郵送により提出すること。

VE 個別対話希望申請書の提出期間・提出方法・提出書類

提出期間	令和 8 年 11 月 25 日（水） 午前 10 時から	
	令和 8 年 11 月 27 日（金） 午後 5 時まで	
提出方法	第 7. 申込窓口で電子メールで提出、後日、原本を郵送。	
提出書類	VE 個別対話希望申請書（様式 3-1）	1 部
備 考	・ VE 個別対話希望申請書の原本は、下記の VE 提案書類と一緒に郵送すること。	

個別対話の申請は、入札参加申請において「入札参加資格確認通知」を受けた者のみとする。

2. VE 提案書類の提出

VE 提案に基づく個別対話を希望する参加者は、下記の提出書類を郵送により提出すること。

VE 提案書類の提出期間・提出方法・提出書類

提出期間	令和 8 年 11 月 25 日（水） 午前 10 時から		
	令和 8 年 11 月 27 日（金） 当日消印まで有効		
提出方法	第 7. 申込窓口で郵送（習志野郵便局留め）		
提出書類	VE 提案書類	VE 提案書（表紙）（様式 3-2）	10 部
		VE 提案（一覧表）（様式 3-3）	
		VE 提案（詳細）（様式 3-4）	
	VE 提案書類の電子データ（CD-ROM）		1 部
備 考	・ 郵送する封筒の表には、必ず「習志野郵便局留め」と赤字で明記し、裏には「入札件名」「入札参加者名（代表企業名）」「所在地」を記載すること。 ・ 郵送方法は、「書留」「簡易書留」のいずれかによるものとする。		

3. 個別対話の実施日

個別対話は、令和8年12月9日（水）から令和8年12月11日（金）の午前9時30分から午後5時30分の間で入退出の時間も含めて2時間程度とする。個別対話に参加する事業者の日時や会場は、別途、令和8年12月2日に個別にメールにて通知する。

個別対話の日時

日時	12月9日（水） （個別対話）	12月10日（木） （個別対話）	12月11日（金） （予備日）
9時30分～11時30分	①	④	—
13時10分～15時10分	②	⑤	—
15時30分～17時30分	③	⑥	—

個別対話を希望する者は、「**VE個別対話希望申請書（様式3-1）**」の提出時に、上記の個別対話の日時の「①」～「⑥」の中から希望する日時を第1希望から第3希望までを記載して提出すること。

なお、12月11日（金）は予備日とし、原則、12月9日（水）と12月10日（木）の2日間で個別対話を行うものとする。

第5. VE提案の審査

1. 採否の審査

参加者から提出されたVE提案書について、企業局が各VE提案を審査し、各VE提案の採否を決定する。

また、VE提案の審査に当たり、参加者から提出されたVE提案書に疑義がある場合には、参加者に対して内容の確認及び追加資料の提出等を求める場合があるほか、個別ヒアリングを行って確認する場合がある。

2. 審査結果の通知

各VE提案の採否結果は、令和8年12月22日に、VE提案審査結果通知書にて採否の理由を付して、当該VE提案を行った参加者に個別に通知する。

なお、VE提案審査結果に対する不服申し立ては受け付けない。

3. 技術提案書及び入札価格の提出

VE提案で採用が認められたVE提案項目は、提案した参加者に関わらず「**技術提案書**」及び「**入札価格**」に反映ができるものとする。

4. 提案評価

V E 提案の評価は、落札者決定基準に示す企画審査（技術提案書）の評価における「⑤V E 提案に関する内容」について、評価基準に従って評価し、V E 提案を踏まえた「入札価格」によっても評価する。

第6. 留意事項

1. 実施設計への反映

落札者は、技術提案書及び入札価格に反映したV E 提案に基づき、設計・施工一括の請負契約（以下「請負契約」という。）締結後、実施設計及び本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続きを行うこと。

2. V E 提案が実施できない場合

請負契約締結後、技術提案書及び入札価格に反映されたV E 提案が実施不可能となった場合は、落札者のV E 提案は無かったものとして、基本設計図書及び要求水準書の通りに業務を進めるものとする。

なお、V E 提案が実施できない場合による本業務の請負契約の金額変更は認めない。

3. V E 提案の公開等に関する取扱い

V E 提案の内容については、採否の結果に関わらず、入札参加者の技術、ノウハウ等と密接に関連する部分が多いことから、V E 提案の公開は次のとおりとする。

- ① V E 提案の採否の結果は、当該V E 提案を行った参加者に個別に通知し、採用となったV E 提案項目は、原則、全て公開するものとする。
ただし、参加者の特殊な技術、ノウハウ等に係り、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害する恐れがあるV E 提案項目は公開しない。なお、V E 提案項目の公開の有無は、個別対話時に参加者の意向を確認する。
- ② V E 提案に係る審査の議事録等は非公開とする。
- ③ V E 提案の採否の結果に関わらず、そのV E 提案が一般的に使用されている状態であると企業局が文書その他のもので合理的に判断できる場合は、企業局は無償で当該提案を使用できるものとする。ただし、産業財産権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。
- ④ 落札者の技術提案書及び入札価格に反映されたV E 提案は、本事業に関し、企業局が無償で使用できるものとする。

4. 費用負担について

V E 提案に要する費用は全て参加者の負担とする。また、V E 提案に基づく実施設計及び本事業の実施に必要な許認可、各種申請等の行政手続きに要する費用は、入札価格に含めるものとする。

5. 責任の所在について（請負契約締結後）

基本設計図書に関する責任は企業局が負担し、V E 提案内容、V E 提案により変更された設計内容及びその変更が影響を及ぼす部分についての責任は、受注者が負担する。なお、企業局が当該V E 提案の採用を認めることをもって、受注者の責任が軽減又は免除されるものではない。

第7. 申込窓口

V E 提案に関する提出書類は、下記の申込窓口に提出すること。また、本事業に関する問い合わせは、下記の申込窓口を問合せ窓口とする。

申込窓口（提出先）及び問合せ窓口

担当課	習志野市 企業局 業務部 企業総務課
所在地	〒275-0017 千葉県習志野市藤崎 1-1-13
電 話	047-475-3321（内線 232, 233）
E-mail	soumu-k@city.narashino.lg.jp

第8. V E 提案に関するスケジュール

V E 提案に係るスケジュールは以下のとおり。

日付	項目等
令和8年11月20日（金）	入札参加資格確認通知
令和8年11月25日（水）～	V E 個別対話希望申請書の受付開始
	V E 提案書類の受付開始
令和8年11月27日（金）	V E 個別対話希望申請書の受付締切
	V E 提案書類の受付締切
令和8年12月 2日（水）	個別対話日時の通知
令和8年12月 9日（水）～ 令和8年12月11日（金）	個別対話の実施（12月11日は予備日）
令和8年12月22日（火）	V E 提案の審査結果通知及び公表

以上